

○山鹿植木広域行政事務組合財務規則

昭和 48 年 9 月 5 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 2 の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、山鹿植木広域行政事務組合(以下「組合」という。)の財務に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(財務に関する事務)

第 2 条 組合の財務に関する事務については、山鹿市財務規則(平成 17 年山鹿市規則第 51 号)の規定の例による。

(指定金融機関等に関する事務)

第 3 条 組合の指定金融機関等に関する事務については、山鹿市指定金融機関等に関する規則(平成 29 年山鹿市規則第 16 号)の規定の例による。

(債権管理に関する事務)

第 4 条 組合の債権管理に関する事務については、山鹿市債権管理規則(平成 29 年山鹿市規則第 17 号)の規定の例による。

(公有財産管理に関する事務)

第 5 条 組合の公有財産管理に関する事務については、山鹿市公有財産管理規則(平成 29 年山鹿市規則第 18 号)の規定の例による。

(物品管理に関する事務)

第 6 条 組合の物品管理に関する事務については、山鹿市物品管理規則(平成 29 年山鹿市規則第 19 号)の規定の例による。

(契約に関する事務)

第 7 条 組合の契約に関する事務については、山鹿市契約規則(平成 29 年山鹿市規則第 22 号)の規定の例による。

(指定金融機関等の名称、位置等)

第 8 条 山鹿市指定金融機関等に関する規則第 2 条の規定については、第 3 条の規定にかかわらず、組合の指定する指定金融機関等の名称、所在地並び取扱店舗及び事務の範囲は、次のとおりとする。

指定金融機関

名称	所在地	取扱店舗	事務の範囲
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1 番地	本店及び各支店等	組合の公金の収納及び支払

2 前項の指定金融機関の主としてその業務を行う店舗(以下「指定店」という。)の名称及び所在地は、次のとおりとする。

指定店

名称	所在地
株式会社肥後銀行山鹿支店	山鹿市山鹿 990 番地